

# 災害に強い住宅を応援します！ (ブロック塀等安全確保事業補助金)

ブロック塀は、見かけはしっかりしていても地震時に倒壊するおそれがあります。  
地震等によるブロック塀等の倒壊による通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び建替えの実施に要する費用の一部を補助します。

## ■ 対象となるブロック塀等

以下の(1)から(5)の要件をすべて満たすブロック塀等が補助対象となります。

- (1) 緊急輸送道路又は市内の小中学校の通学路及び指定緊急避難場所・指定避難所までの経路に面するもの
- (2) 道路面からの高さが0.6m以上のもの  
(擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のものに限る)
- (3) 下記のチェック項目のいずれかに該当するもの
- (4) 原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に違反していないもの
- (5) 土地及び建物の所有者が個人であるもの

## ■ 補助金額

ブロック塀等の除却：工事費用の3分の2で、**15万円**以内の額

ブロック塀等の建替：軽量フェンスなど安全な構造の塀等の新設工事費用の3分の2で、**15万円**以内の額

## ■ 事前相談

申し込みにあたっては、事前に建築指導課にご相談ください。

## 簡易チェック項目

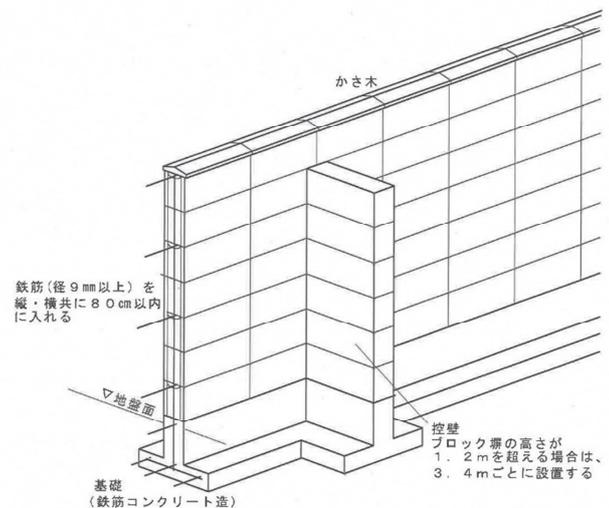
下記項目に、1つでも当てはまる場合は、倒壊等の危険があります。

### 〈コンクリートブロック造〉

- ブロック塀の高さが2.2mを超える。
- ブロック塀の高さが1.2mを超え、かつ、控壁がない。
- 鉄筋コンクリート造の基礎がない。
- 塀の高さが2.0mを超え、かつ、厚さが15cm未満。
- ブロック塀にひび割れ・破損・傾きなどの異常がある。

### 〈組積造〉

- 塀の高さが1.2mを超える。
- 塀の厚さが高さの1/10未満。
- 控え壁がない。
- 基礎がない。
- 塀にひび割れ・破損・傾きなどの異常がある。



ブロック塀参考図

## ■ お問合せ先

建築指導課

廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL : 0829-30-9191

